岩美町省エネ漁業推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成１１年岩美町規則第５号。以下「規則」という。）の規定に基づき、岩美町省エネ漁業推進事業費補助金（以下「本補助金」という｡）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は燃油価格の高騰等による漁業経費の増加、魚価の低迷等による漁業収入の減少などにより、漁業者の経営状況が悪化していることから、省エネルギー化による漁業経営の改善に取り組む漁業者を支援し、漁業経営能力の強化を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　町は、前条の目的の達成に資するため、別表第１欄に掲げる事業（以下「補助事業」という｡）を行う同表第２欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という｡）に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、補助事業に要する別表第３欄に掲げる経費の額（以下「補助対象経費」に同表第４欄に定める率を乗じて得た額（１円未満を切り捨て）以下とする。

３　前項の補助対象経費は、別表第３欄の基準を満たす機器の購入費、漁船の改造経費から消費税及び地方消費税を除いた額とする。ただし、同表同欄に定める額を限度とする。

（交付申請の時期等）

第４条　本補助金の交付申請は、事業の着手を希望する日の２０日前までに行わなければならない。ただし、操業の都合により、やむを得ない場合はこの限りではない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、様式第１号及び様式第２号によるものとする。

３　補助事業は、１隻につきそれぞれ１度しか申請できないものとする。

４　本補助金の交付申請、請求、受領及び報告等に関する手続きについては、漁業協同組合が事業実施主体から委任を受けて一括で行うことができるものとする。

（交付決定の時期等）

第５条　本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から３０日以内に行うものとする。

２ 本補助金の交付決定通知は、様式第３号によるものとする。

（承認を要しない変更）

第６条　規則第１０条第１項の町長が別に定める軽微な変更は、別表第６欄掲げる変更以外の変更とする。

２ 第５条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第７条　規則第１７条の規定による実績報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(１)補助事業の完了から３０日を経過する日又は補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い日

(２)補助事業の中止若しくは廃止の日から２０日を経過する日

２　規則第１７条の報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

（財産の処分制限）

第８条　規則第２５条に定める制限の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令１５号）に定める耐用年数に相当する期間とする。ただし、同令に定めのない財産については、町長が別に定める期間とする。

（収益納付）

第９条　補助事業者は、補助事業により取得した財産を、規則第２５条の町長の承認を受けて処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から１０日以内に、町長にその旨を報告しなければならない。

２　前項の場合において、町長がその収入の全部又は一部に相当する額を町に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなくてはならない。

（雑則）

第１０条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年５月２９日から施行し、平成２７年度に係る事業から適用し、平成

２９年度迄とする。

別表（第３条、第９条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １  補助事業 | ２  事業実施主体 | ３  補助対象経費及び上限額 | | ４  補助対象経費  の上限額 | ５  補助率 | ６  重要な変更 |
| 省エネ漁業  推進事業 | 次の条件をすべて満たす町内漁業者  １　20ｔ未満の漁船漁業を主たる生業としている者  ２　補助申請時の年齢が満70歳以下の者。ただし、法人経営体については年齢要件を問わない。  ３　過去３年間に平均90日以上の出漁実績があることを様式第３号により所属する漁業協同組合長等が証明した者  ４　省エネ化に資することを所属する漁業協同組合長等が証明した者  ただし、３欄（３）の補助対象経費については、上記１の条件を満たす必要はないものとする。 | （１）漁船用省エネ機関の購入経費  沿岸漁業改善資金助成法（昭和５４年法律第２５号。以下「法」という。）に基づき鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和５５年鳥取県規則第１号）で定めた沿岸漁業改善資金事務取扱要領（昭和５５年５月鳥取県農林水産部長通知。以下「改善資金要領」という。）別表の経営等改善資金の第４燃料油消費節減機器等設置資金の（１）漁船用環境高度対応機関の基準を満たす機関であること。 | | 1隻あたり  ７，０００千円 | １/６ | (１)補助対象経費  の増額  (２)機器等の変更  (３)事業目的に特に影響を及ぼすと認められる内容変更 |
|  | （２）漁船用機器の購入経費  法に基づく沿岸漁業改善資金の貸付対象となっている機器等については、改善資金要領別表に定められた基準を満たす機器。  ただし、別表に定めがない機器については町長が別に定めるものとする。 | | 1隻あたり  ２，０００千円 |  |
|  | (３)漁船用ＬＥＤ機器の購入経費 | |  |  |  |
|  | ア．沿岸漁船用の作業灯をＬＥＤ化するために  必要な経費 | 1隻あたり  ３００千円 |  |  | |
|  | イ．沿岸漁船用の白イカ用集魚灯をＬＥＤ化する  ために必要な経費 | 1隻あたり  １，０００千円 |  |  | |
|  | ウ．沖合底びき網漁船用の作業灯をＬＥＤ化する  ために必要な経費 | 1隻あたり  ３，０００千円 |  |  | |
| (４)省エネ型漁船への改造経費  燃油使用率の削減等経営の改善に資することが明らかである改造 | | 1隻あたり  ５，０００千円 |  |  |

様式第１号（第４条、第７条関係）

平成　　年度岩美町省エネ漁業推進事業計画（報告）書

１ 事業の目的

２ 事業実施主体

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１）事業実施主体名 | |  |
| （２）使用している漁船の漁船登録番号 | | 第　　　　　　　　号 |
|  | （漁船名・トン数） | （　　　　　・　　　トン） |
| （３）過去３年間の出漁日数の平均 | | 平均　　　　　日 |

３ 事業の内容及び経費の配分

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 補助対象経費 | 負 担 区 分 | | |
| 事　業　項　目 | 機器名・数量等 | （算定基準額） | 町 | 県 | その他 |
|  |  | (A)+(B)＋(C) | (A) | (B) | (C) |
| （１）漁船用省エネ機関  の購入経費 |  |  |  |  |  |
| （２）漁船用機器の購入  経費 |  |  |  |  |  |
| （３）漁船用ＬＥＤ機器  の購入経費 |  |  |  |  |  |
| （４）省エネ型漁船への  の改造経費 |  |  |  |  |  |

４ 事業完了（予定）年月日

平成　　年　　月　　日

５ その他添付書類

（１）出漁日数証明書（様式第４号）

（２）漁業協同組合が委任を受けて申請する場合は、事業実施主体からの委任状

（３）複数の事業実施主体を一括して申請する場合は、様式第５号を添付すること

（４）購入する機器等の仕様書及び見積書（消費税額、下取価格等がわかるもの）

（５）購入した機器等の領収書等支払いを証明する書類

注　事業計画書には（１）～（４）の書類を添付し、事業報告書には（３）、（５）を

添付すること。

様式第２号（第４条、第７条関係）

平成　　年度岩美町省エネ漁業推進事業収支予算（決算）書

１ 収入の部

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比　較 | 増　減 | 備　考 |
| (本年度決算額) | (本年度予算額) | 増 | 減 |
| 町補助金 |  |  |  |  |  |
| 県補助金 |  |  |  |  |  |
| そ の 他 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

（注）制度資金を利用する予定がある場合は、その他の備考欄に制度資金名を記入すること。

２ 支出の部

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比　較 | 増　減 | 備　考 |
| (本年度決算額) | (本年度予算額) | 増 | 減 |
| （１）漁船用省エネ機関  の購入経費 |  |  |  |  |  |
| （２）漁船用機器の購入  経費 |  |  |  |  |  |
| （３）漁船用ＬＥＤ機器  の購入経費 |  |  |  |  |  |
| （４）省エネ型漁船への  の改造経費 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

様式第３号（第５条関係）

番　　　　　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　様

　 　 岩美町長

岩美町省エネ漁業推進事業費補助金交付決定通知書

平成　　年　　月　　日付の申請書(以下「申請書」という。）で申請のあった岩美町省エネ漁業推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、岩美町補助金等交付規則（平成１１年岩美町規則第５号。以下「規則」という。）第６条の規定により、下記のとおり交付決定しますので通知します。

記

１　補助事業

本補助金の交付対象となる事業は、平成　　年　　月　　日付で申請のあった補助事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

２　交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定の額は次のとおりとする。

　 但し、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（１）補助対象事業費 金　　　　　　　　　円

（２）交付決定額 　金　　　 円

３　交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、岩美町省エネ漁業推進事業費補助金交付要綱（平成２７年５月　　日付第201520284号岩美町長通知。以下「要綱」という。）第３条の規定を適用して算定した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

４　補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第４号

平成　　年　　月　　日

出　漁　日　数　証　明　書

漁業協同組合　代表理事組合長　　氏　　名　　様

岩美町省エネ漁業推進事業費補助金の申請をしたいので、証明願います。

申請者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　印

（法人経営体にあっては代表者氏名）

記

１　申請者の使用している漁船名及び漁船登録番号

|  |  |
| --- | --- |
| 漁船名 |  |
| 漁船登録番号 |  |

２　過去３年間の出漁日数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 過去３年間の出漁日数の平均 | | 平均　　　　　　日 |
|  | １年前（　　　年　　月～　　月まで） | 日 |
|  | ２年前（　　　年　　月～　　月まで） | 日 |
|  | ３年前（　　　年　　月～　　月まで） | 日 |

上記のとおり相異ないことを証明する。

平成　　年　　月　　日

漁業協同組合　代表理事組合長　氏　　名　　　　印

様式第５号（４条、７条関係）

事業の内容及び経費の配分内訳（計画（実績））

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  | 漁　　船 | | | 過去３年 |  |  | 負　担　区　分 | | | 事業完了 |
| 区　分 | № | 漁　協 | 事業実施主体名 | 漁船名 | 登録番号 | トン数 | 間の平均 | 購入機器・数量 | 補助対象経費 | 町 | 県 | その他 | （予定） |
|  |  | 支所名 | （生年月日） |  |  |  | 出漁日数 | 事業内容等 | (A)+(B)+(C) | (A) | (B) | (C) | 年月日 |
| (1)漁船用 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 省エネ機関 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 漁船用省エネ機関 |  | 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (2)漁船用 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 機器 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 漁船用機器 |  | 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (3)漁船用 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| LED機器 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 漁船用LED機器 |  | 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (4)省エネ型 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 漁船改造 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 省エネ型漁船改造 |  | 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 合　　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |